

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層の区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円		
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円		
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯	5,400円	540円		
D	A 階層を除き当該年度分の市町村民税所得割課税世帯	所得割の年額			
		15,000円 以下	D1	7,900円	790円
		15,001円～ 21,000円	D2	10,800円	1,080円
		21,001円～ 51,000円	D3	16,200円	1,620円
		51,001円～ 87,000円	D4	22,400円	2,240円
		87,001円～ 171,300円	D5	34,800円	3,480円
		171,301円～ 252,100円	D6	49,400円	4,940円
		252,101円～ 342,100円	D7	65,000円	6,500円
		342,101円～ 450,100円	D8	82,400円	8,240円
		450,101円～ 579,000円	D9	102,000円	10,200円
		579,001円～ 700,900円	D10	123,400円	12,340円
		700,901円～ 849,000円	D11	147,000円	14,700円
		849,001円～ 1,041,000円	D12	172,500円	17,250円
		1,041,001円～ 1,222,500円	D13	199,900円	19,990円
		1,222,501円～ 1,423,500円	D14	229,400円	22,940円
1,423,501円 以上	D15	全額	左の徴収基準月額の10% 但し、その額が26,300円に 満たない場合は26,300円		

- 1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税による。
- 2 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定する。
- 3 入院期間が、1ヵ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D15階層を除く。）10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
- 4 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。
- 5 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。
また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（1）又は（3）に該当する場合にあっては26万円を、（2）に該当する場合にあっては30万円を控除する。
（1）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子を有するもの
（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの。
（3）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、前年の所得が500万円以下であるもの。
なお、上記の（1）から（3）までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書を提出する。